

豊川市立小中学校の適正規模に関する課題整理

趣旨

日本では、出生率の低下により少子化が進み、総人口は2005（平成17）年に初めて前年を下回ってから減少の局面を迎えています。本市の総人口については、宝飯郡4町との合併前の人口を含め、2008（平成20）年12月をピークに減少傾向に転じましたが、近年は横ばいの状況です。市立小中学校の児童生徒数については、全国的な少子化の動向と同様に、1983（昭和58）年をピークに減少に転じています。一部の地域における住宅開発などを背景とし、児童生徒数が一時的に増加している学校区があるものの、市全体としては今後も減少していくものと見込まれています。

こうした少子化や人口減少が進行する中、本市では、豊川市教育大綱に基づき、「ともに学び 生きる力を育み 未来を拓く豊川の人づくり」を基本理念とする様々な教育施策を展開しており、子どもたちの成長を支える学校教育についても多くの取組を進めています。中でも学校施設については、少子化の動向を捉えた管理が求められており、学校施設の適正な規模や長寿命化を踏まえた老朽校舎の改修などに取り組んでいます。

引き続き、子どもたちの健やかな成長を支えていくためには、児童生徒が安全な環境の中で、安心して学校生活を送ることができるような小中学校の環境整備が必要です。さらに、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら思考力や表現力、判断力などを育ていけるような学校規模を維持していく視点も重要です。

以上のことを踏まえ、将来にわたって子どもたちの「生きる力」を育む教育環境を維持・向上させていくため、本市における小中学校の適正規模に着目した課題の整理を行うとともに、今後検討すべき事項を明らかにするものです。

課題整理等の内容

1 小学校別の入学児童数の見込

愛知県では、複数学年の児童数が14人以下（1年生を含む場合は7人以下）の場合に複式学級となるため、入学児童数が7人以下となる学校と時期を予測しながら、学校施設を適正に管理していく必要があります。

※ 複式学級は、原則として低学年（1、2年生）、中学年（3、4年生）、高学年（5、6年生）の区分により2学年ずつで編成し、かつ、児童への学習指導上の配慮から、年度ごとに複式学級と単式学級が交互に発生しないよう配慮することとなっています。よって、複式学級の発生を予測する場合には、連続して入学児童数が7人以下になるような状況に着目する必要があります。

生まれ年度	2010 (H22)		2011 (H23)		2012 (H24)		2013 (H25)		2014 (H26)		2015 (H27)		2016 (H28)	
入学年度	2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (H31)		2020		2021		2022		2023	
豊川	64	0.0%	53	-17.2%	49	-7.5%	48	-2.0%	58	20.8%	65	12.1%	40	-38.5%
東 部	58	0.0%	68	17.2%	84	23.5%	82	-2.4%	74	-9.8%	78	5.4%	65	-16.7%
桜 木	70	0.0%	54	-22.9%	53	-1.9%	47	-11.3%	53	12.8%	45	-15.1%	52	15.6%
豊	72	0.0%	67	-6.9%	66	-1.5%	77	16.7%	66	-14.3%	64	-3.0%	65	1.6%
牛久保	60	0.0%	72	20.0%	64	-11.1%	63	-1.6%	67	6.3%	70	4.5%	75	7.1%
中 部	107	0.0%	108	0.9%	113	4.6%	113	0.0%	112	-0.9%	134	19.6%	97	-27.6%
天 王	37	0.0%	52	40.5%	45	-13.5%	41	-8.9%	38	-7.3%	35	-7.9%	32	-8.6%
千 両	18	0.0%	27	50.0%	23	-14.8%	19	-17.4%	19	0.0%	18	-5.3%	15	-16.7%
平 尾	55	0.0%	52	-5.5%	60	15.4%	48	-20.0%	43	-10.4%	54	25.6%	38	-29.6%
八 南	105	0.0%	106	1.0%	107	0.9%	113	5.6%	109	-3.5%	140	28.4%	120	-14.3%
国 府	137	0.0%	143	4.4%	111	-22.4%	144	29.7%	146	1.4%	138	-5.5%	114	-17.4%
御 油	73	0.0%	75	2.7%	89	18.7%	82	-7.9%	71	-13.4%	69	-2.8%	86	24.6%
桜 町	55	0.0%	41	-25.5%	48	17.1%	58	20.8%	63	8.6%	61	-3.2%	66	8.2%
代 田	101	0.0%	104	3.0%	98	-5.8%	99	1.0%	89	-10.1%	85	-4.5%	85	0.0%
三 蔵 子	102	0.0%	115	12.7%	111	-3.5%	117	5.4%	112	-4.3%	121	8.0%	129	6.6%
金 屋	57	0.0%	65	14.0%	62	-4.6%	57	-8.1%	65	14.0%	46	-29.2%	70	52.2%
一宮東部	37	0.0%	50	35.1%	43	-14.0%	33	-23.3%	27	-18.2%	26	-3.7%	16	-38.5%
一宮西部	90	0.0%	91	1.1%	105	15.4%	86	-18.1%	101	17.4%	84	-16.8%	88	4.8%
一宮南部	20	0.0%	27	35.0%	26	-3.7%	27	3.8%	31	14.8%	12	-61.3%	21	75.0%
萩	11	0.0%	11	0.0%	6	-45.5%	12	100.0%	11	-8.3%	5	-54.5%	8	60.0%
長 沢	28	0.0%	24	-14.3%	22	-8.3%	15	-31.8%	13	-13.3%	9	-30.8%	12	33.3%
赤 坂	48	0.0%	51	6.3%	47	-7.8%	37	-21.3%	31	-16.2%	40	29.0%	27	-32.5%
御津北部	29	0.0%	29	0.0%	25	-13.8%	30	20.0%	22	-26.7%	34	54.5%	16	-52.9%
御津南部	74	0.0%	85	14.9%	80	-5.9%	80	0.0%	75	-6.3%	74	-1.3%	82	10.8%
小坂井東	85	0.0%	102	20.0%	106	3.9%	88	-17.0%	79	-10.2%	79	0.0%	70	-11.4%
小坂井西	92	0.0%	123	33.7%	83	-32.5%	91	9.6%	87	-4.4%	86	-1.1%	76	-11.6%
合 計	1,685	0.0%	1,795	6.5%	1,726	-3.8%	1,707	-1.1%	1,662	-2.6%	1,672	0.6%	1,565	-6.4%

2 捉えるべき課題

国は、2015（平成27）年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、「学校規模の標準」（12～18学級）を下回る場合に考え得る対応について、全学年の学級数の合計を目安とする区分で整理しています。

【例】小学校について

1～5学級の場合（複式学級が存在する規模）

○一般に教育上の課題が極めて大きい場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

○地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 検討を要する事項

（1）本市における適正な学校規模の設定

国は、「学校規模の標準」を12学級以上18学級以下としていますが、市立小中学校の現状や見通しを把握しながら、本市としての適正な学校規模を明確にする必要があります。

（2）課題整理を要する学校規模

本市においては、課題整理を要する学校規模としては小規模校に着目し、今後において想定しうる対応方法を整理することに主眼を置き、検討を進めていく必要があると考えます。

（3）市の全体計画を踏まえた対応

本市では、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うための全体計画を定めており、学校教育施設に関する方針についても明らかにしています。市立小中学校の規模の適正化にあたっては、全体計画における方針や方向性を踏まえ、具体的な課題解決の方法などを明らかにする必要があります。

- ① 豊川市公共施設等総合管理計画（2016（平成28）年8月策定）で定める方針（抜粋）

【小学校】複式学級の発生が予想される時点で学校の統合・転用を検討するものとする。

- ② 豊川市公共施設適正配置計画（2015（平成27）年6月策定）で定める方向性（抜粋）

【小学校】複式学級の発生が予測される時点で学校の統合・転用を検討するなど明確な再編ルールの策定

4 想定しうる課題解決の方法

小規模校に関する課題解決として、学校規模の適正化を図るための手段は、次のようないくつかの選択肢を想定することができます。

(1) 学校の統合

児童生徒数が減少している学校を隣接する学校と統合し、学校規模を維持する方法。行政が一方的に進める性格のものではなく、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが望まれる。

(2) 通学区域の見直し

通学区域の一部について、隣接する学校の通学区域に編入させる方法。

(3) 学校選択制の導入

保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定するもの。

＜タイプ別分類＞

①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

(4) 関連する取組としての小中一貫教育

近年では、子供の発達の早期化やいわゆる中1ギャップ、学習内容の高度化等への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、小中一貫教育を導入する市町村が増加。

文部科学省は、小中一貫教育制度の留意事項として、「学校統廃合の促進を目的とするものではないこと」や「設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であること」を示しているが、学校統合に関連する取組として、小中一貫教育の内容を把握することは重要と考える。

「豊川市立小中学校の適正規模に関する基本方針」（仮称）の策定について

1 基本方針の概要

主に以下のような内容を明らかにします。

- （１）市立小中学校の現状と見通し
- （２）適正な学校規模の基本的な考え方
- （３）学校規模の適正化に向けた具体的な方法と留意事項 など

2 策定体制

次の体制により策定を進めます。

（１）検討機関

「豊川市の未来を拓く教育推進懇談会（仮称）」（以下「懇談会」という。）を設置し、学識経験者や各種団体の構成員など６名程度の委員の方に、基本方針案について審議いただきます。

なお、この懇談会は、学校施設の適正規模・適正配置のみならず、その他教育施設のあり方や教育委員会各課等で抱える現代的な課題をも捉えられるような包括的な会議として設置するものです。

〔構成案〕

学識経験者	３名
P T A役員代表	１名
連区長会代表	１名
校長会代表	１名

（２）作業部会

懇談会には、検討内容に関する事項を調査研究する作業部会を設置し、教育委員会の部長と、検討内容に係る課等の次長、課長級職員で構成する予定です。

（３）事務局

懇談会及び作業部会に関する庶務は、教育委員会庶務課において処理します。

3 策定スケジュール

基本方針は、２０１８（平成３０）年度中に策定します。

- ・ ６月～２月 懇談会（基本方針案の審議、４～６回程度開催予定）
- ・ １２月～１月 パブリックコメント
（市議会・所管事務調査で事前説明）
- ・ ２月 教育委員会定例会（基本方針案を議決）
- ・ ３月 策定、公表（基本方針）

4 その他

基本方針の内容を踏まえ、学校施設の中・長期的な改修等の計画となる長寿命化計画も２０１９（平成３１）年度に策定する方針です。